

# 令和5年度BIM/CIM原則適用の実施方針

## 説明会資料

(各県建設業協会、公共工事品質確保安全施工協議会)

令和4年12月15日、16日

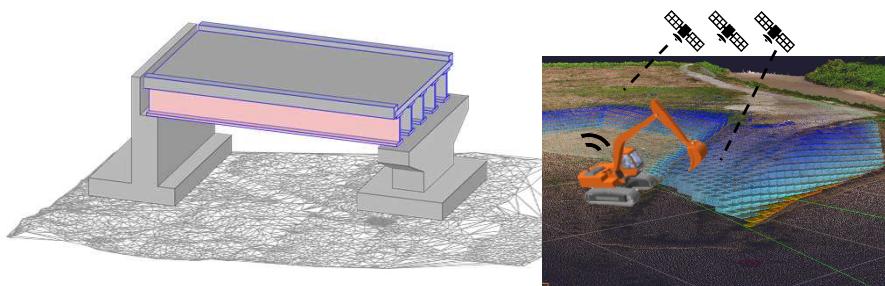
## BIM/CIMの意義

情報伝達の効率化(主として後段階への情報の引継等)による受発注者の生産性向上

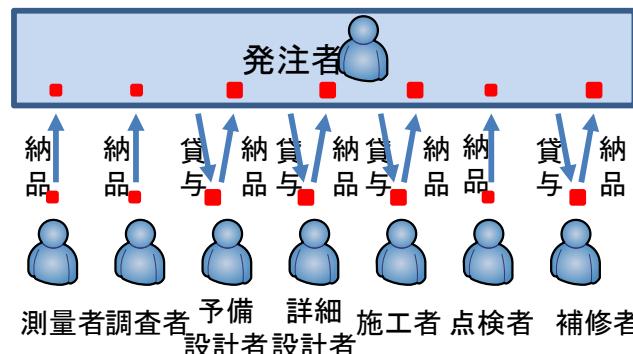
 将来像を見据えたR5原則適用の具体化

## R5原則適用の実施内容

- 活用目的に応じた3次元モデルの作成・活用



- DH(Data-Handing-over)の実施(発注者によるデータ引継)



## BIM/CIMとは

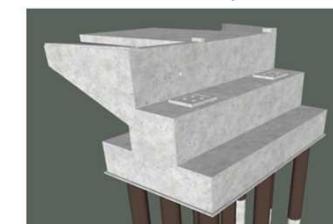
BIM/CIM (Building/Construction Information Modeling, Management)

とは、建設事業をデジタル化することにより、関係者の情報共有等を容易にし、事業全体における一連の建設生産・管理システムの効率化を図る思想を言う。

情報共有の手段として、3次元モデルや参照資料を使用する。

### 3次元モデル

3次元形状

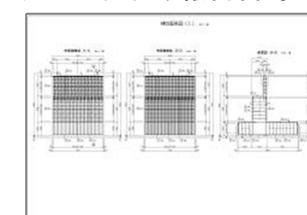


属性情報  
(部材等の名称、規格等)



### 参照資料

(2次元図面、報告書等の3次元モデル以外の情報)



## 活用目的に応じた3次元モデルの作成・活用

※ 複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等

- 出来あがり全体イメージの確認
- 特定部※の確認

- 業務・工事ごとに**発注者が活用目的を明確**にし、受注者が3次元モデルを作成・活用
- 活用目的の設定にあたっては、業務・工事の特性に応じて、**義務項目、推奨項目**から**発注者が選択**
- 義務項目**は、「視覚化による効果」を中心に**未経験者も取組可能な内容**とした活用目的であり、原則すべての詳細設計・工事において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用する
- 推奨項目**は、「視覚化による効果」の他「3次元モデルによる解析」など**高度な内容**を含む活用目的であり、一定規模・難易度の事業において、発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の3次元モデルの作成・活用を目指す（該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨）

## 対象とする範囲

◎：義務 ○：推奨

		測量 地質・土質調査	概略設計	予備設計	詳細設計	工事
3次元モデル の活用	義務項目	○	○	○	◎	◎
	推奨項目				○	○

## 対象としない業務・工事

- ▶ 単独の機械設備工事・電気通信設備工事、維持工事
- ▶ 災害復旧工事

## 対象とする業務・工事

- ▶ 土木設計業務共通仕様書に基づき実施する設計及び計画業務
- ▶ 土木工事共通仕様書に基づく土木工事（河川工事、海岸工事、砂防工事、ダム工事、道路工事）
- ▶ 上記に関連する測量業務及び地質・土質調査業務

## 積算とインセンティブ

- ▶ 3次元モデル作成費用については見積により計上（これまでと同様）
- ▶ 推奨項目における3次元モデルの作成・活用を促すため、インセンティブの付与を別途検討中

## DHの実施(発注者によるデータ引継)

- ▶ 確実なデータ引継のため、業務・工事の契約後速やかに**発注者が**受注者に設計図書の作成の基となった情報の**説明**を実施
- ▶ 測量、地質・土質調査、概略設計、予備設計、詳細設計、工事を対象

# 3次元モデルの活用(義務項目) ※原則適用

以下に示す義務項目は、業務・工事ごとに**発注者が明確にした活用目的**に基づき、受注者が3次元モデルを作成・活用するものとする。3次元モデルの作成にあたっては、**活用目的を達成できる程度の範囲・精度で作成**するものとし、活用目的以外の箇所の作成の精度は問わないものとする。  
なお、**設計図書は2次元図面を使用**し、3次元モデルは参考資料として取り扱うものとする。

## 3次元モデルの活用 義務項目

	活用目的	活用する場面	活用する段階
視覚化による効果	出来あがり全体イメージの確認	<ul style="list-style-type: none"><li>住民説明、関係者協議等で説明する機会がある場合</li><li>景観の検討を要する場合</li></ul>	詳細設計
	特定部の確認 (2次元図面の照査)	<ul style="list-style-type: none"><li><b>特定部を有する場合</b> ※ 特定部は、複雑な箇所、既設との干渉箇所、工種間の連携が必要な箇所等とし、別による。 詳細度300まで確認できる範囲を対象</li></ul>	詳細設計
	施工計画の検討補助	<ul style="list-style-type: none"><li>設計段階で3次元モデルを作成している場合</li></ul>	施工
	2次元図面の照査補助	<p>※ <u>3次元モデルを閲覧することで対応(作成・加工は含まない)</u></p>	
	現場作業員等への説明		

## 3次元モデル作成の目安

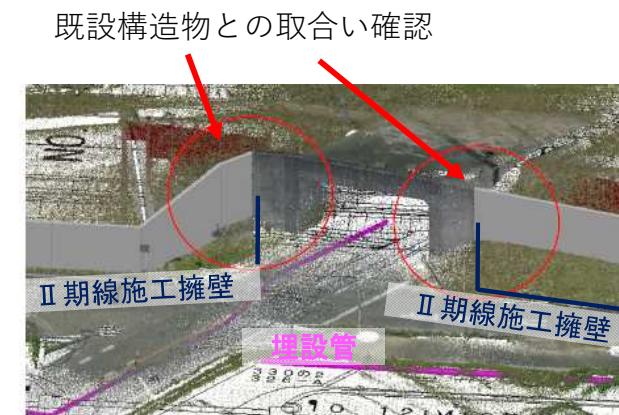
詳細度	200～300程度※1 ※1 構造形式がわかるモデル～主構造の形状が正確なモデル
属性情報※2 ※2部材等の名称、規格、仕様等の情報	オブジェクト分類名※3のみ必須とし、その他は任意とする。 ※3 道路土構造物、橋梁等の分類の名称

## 特定部の定義(詳細設計)

各工種共通	(異なる線形) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 2本以上の線形がある部分</li> </ul>
	(立体交差) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立体交差の部分</li> </ul>
	(障害物) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 埋設物がある箇所で掘削又は地盤改良を行う部分</li> <li>・ 既設構造物、仮設構造物、電線等の近接施工(クレーン等の旋回範囲内に障害物)が想定される部分</li> </ul>
	(排水勾配) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設道路、立体交差付近での流末までの部分</li> <li>・ 既存地形に合わせて側溝を敷設する部分</li> </ul>
	(既設との接続) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 既設構造物等との接続を伴う部分</li> </ul>
	(工種間の連携) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土木工事と設備工事など複数工種が関連する部分</li> </ul>
土工	(高低差) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 概ね2m以上の高低差がある掘削、盛土を行う部分</li> </ul>
橋梁全般	(上部工と下部工の接続) <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支承、支点部分 内部構造は含まない。</li> </ul>



橋梁と架空線の離隔確認



既設構造物との取合い確認

## 3次元モデル活用時の留意点

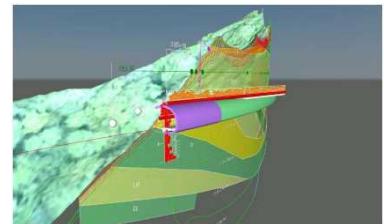
- 活用目的以外の箇所に関する3次元モデルの作成・修正を受注者に求めないようにする。
- 地形の精度と構造物の精度のずれにより、地面に埋め込まれたり、隙間があつたりすることがある。(既設構造物との取り合い確認の際は重要であるが、その他の活用目的の場合は原因の把握ができれば十分であり、3次元モデルの見栄えを整える作業は必要ではない。)

# 3次元モデルの活用(推奨項目)

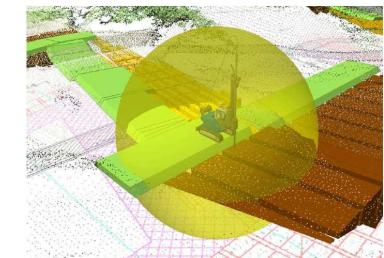
一定規模・難易度の事業については、義務項目の活用に加えて、以下に示す推奨項目の例を参考に発注者が明確にした活用目的に基づき、受注者が1個以上の項目に取り組むことを目指すものとする。(該当しない業務・工事であっても積極的な活用を推奨)

## 3次元モデルの活用 推奨項目 例

	活用目的	活用の概要	活用する段階
視覚化による効果	重ね合わせによる確認	3次元モデルに複数の情報を重ね合わせて表示することにより、位置関係にずれ、干渉等がないか等を確認する。 例:官民境界、地質、崩壊地範囲など	概略・予備設計 詳細設計 施工
	現場条件の確認	3次元モデルに重機等を配置し、近接物の干渉等、施工に支障がないか確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	施工ステップの確認	一連の施工工程のステップごとの3次元モデルで施工可能かどうかを確認する。	概略・予備設計 詳細設計 施工
	事業計画の検討	3次元モデルで複数の設計案を作成し、最適な事業計画を検討する。	概略・予備設計 詳細設計
省力化・省人化	施工管理での活用	3次元モデルと位置情報を組み合わせて、杭、削孔等の施工箇所を確認や、AR、レーザー測量等と組み合わせて出来形の計測・管理に活用する。	施工
情報収集等の容易化	不可視部の3次元モデル化	アンカー、切羽断面、埋設物等の施工後不可視となる部分について、3次元モデルを作成し、維持管理・修繕等に活用する。	施工



トンネルと地質の位置確認



重機の施工範囲確認  
※地形は点群取得



供用開始順の検討



掘削作業時にARと比較

- 業務、工事の契約後速やかに、発注者が受注者に設計図書の作成の基となった情報を説明
- 受注者が希望する参考資料を発注者は速やかに貸与（電子納品保管管理システムの利用）

(記載例) ○○工事の設計図書の基となった参考資料

対象	説明内容
設計図	「R1〇〇詳細設計業務」と「R2××修正設計業務」を基に作成しています。「R1〇〇詳細設計業務」を基本としますが、△△交差点の部分は「R2××修正設計業務」で設計しています。
中心線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
法線測量	「H30〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
幅杭測量	「R1〇〇測量業務」の成果を利用して作成しています。
地質・土質調査	「H28〇〇地質調査業務」の地質調査の成果と「H30××地質調査業務」の地下水調査の成果を利用しています。
道路中心線	「H28〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
用地幅杭計画	「H29〇〇道路予備設計業務」において検討したものを利用しています。
堤防法線	「R2〇〇河川詳細設計業務」において検討したものを利用しています。

- 共通仕様書等による成果物の一覧を参考にしつつ、過去の成果を確認し、最新の情報を明確にする。
- 業務成果が古い場合、修正（変更、追加）が多数行われている事業の場合、管内設計業務等で部分的に修正をしている場合は、検討経緯、資料の新旧等に留意して説明する。

(参考)電子納品保管管理システムの利用(R4.11から受注者利用開始)

必要な資料を貸与

現状

これから

- CD等による受け渡し
  - ・ 発注者が探す時間、受注者が借りに行く手間・時間がかかる
  - ・ 受注者は渡されない成果の存在を知らず2度手間が生じることも



- インターネットによる受け渡し
  - ・ 発注者の資料検索の効率化、受け渡しの手間・時間の削減
  - ・ 受注者による成果品の検索が可能に埋もれた成果品の活用